

# 山正ニュース

株式会社 山 正		
本社・緑化部	岐阜市市橋4-5-15	Tel <058>271-4468
岐阜営業所	岐阜市市橋4-5-15	Tel <058>271-4466
可児営業所	可児市川合塚越345-1	Tel <0574>62-5228
富山営業所	富山県射水市大江207-1	Tel <0766>55-3882
飛騨営業所	高山国府町857-2	Tel <0577>72-4466

2014年2月号 (通巻57号)

## § 1 ネオニコチノイド系農薬の 蜜蜂に対する危害防止対策について

～養蜂家とリスク情報を共有し、安全に使用することが重要～

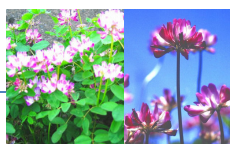
年初めから農薬の冷凍食品への混入事件もあり、農薬の適正使用に対する啓蒙の必要性が再度見直されることになりそうです。このような環境の下、世界的、特に欧州における農薬（特にネオニコチノイド系農薬）に対する規制の動きと、それに呼応する日本の対応につきご紹介させていただきます。

### <欧州における蜜蜂への危害防止対策について>

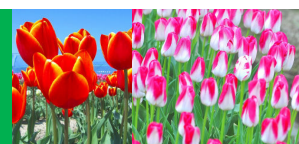
2013年5月 EU（欧州共同体）は、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定しました。これは、EU で農薬の審査を行う機関である欧州食品安全機関（EFSA；European Food Safety Authority）が、3種類のネオニコチノイド系農薬（イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム）を種子処理や土壌処理に使用すると、その結果として蜜蜂に被害が与えられる可能性があるとの見解を示したからであり、2013年12月より、蜜蜂を保護する目的で、3種のネオニコチノイド系農薬の使用の一部を下記のように制限することが実施されました（下表参照）。

- ・穀物や蜜蜂が好んで訪花する作物については、種子処理、土壌処理または茎葉散布による使用は禁止。
  - ・施設園芸における使用や、花が終わった後の野菜・果樹に対する使用は、農家や防除業者であれば可能（家庭園芸用等では使用禁止）。
- \*これらの措置は、2年以内に提出される農薬製造会社からの追加データを参考に措置の見直しが行われる予定です。（次ページへ続く）

蜜蜂危害防止に関するネオニコチノイド系農薬暫定制限の概要（EU；欧州共同体、2013年5月）				
作物・作期・ 開花時期等による区分	制限の内容	農家及び防除業者の使用		農家及び防除業者以外での使用 （家庭園芸等）
		土壌処理／種子処理	茎葉散布	
蜜蜂の嗜好性が高い作物 ・種実を利用する作物（菜種、ひまわり、とうもろこし、果菜類、果樹等） ・栽培期間中に開花する作物（マメ科牧草等）		一部制限 （施設栽培での使用および開花後の使用は可）		不可
とうもろこし以外の穀類 （1～6月に播種：稲、麦、大麦等）		不可	不可	
とうもろこし以外の穀類 （7～12月に播種：冬小麦等）		可		
上記以外の作物 開花前に収穫する作物（葉菜類、たまねぎ等）		可		



株式会社山正は、農薬・肥料・園芸ハウス・農業資材等の販売や、それに伴う農地・緑地・街路樹等のメンテナンス業務を通じ、地域農業や地域の環境緑地化への貢献を目指しています。



## <日本における蜜蜂への被害対策>

日本における農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害は、近年では年間数件程度であり、2013年からは「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」を通知し、今後3年間、蜜蜂の被害事例のうち、農薬の関与が疑われるものについて、蜜蜂被害と周辺作物の作付状況、農薬使用状況との関連性等の情報収集をすることになりました。ある程度情報が集まった時点で、蜜蜂への被害の発生要因について、地域や農薬の使用実態、事前周知などの対策の有無を踏まえ、解析することになっています。また、農林水産省では下記のような対策を採っています。

- 1) 蜜蜂に対する影響試験結果に基づき、農薬使用の際の注意事項をラベルに記載することが定められている。
- 2) 蜜蜂に農薬がかかるのを防ぐために、農家と養蜂家との連絡を密にするように指導している。
- 3) 蜜蜂が被害にあったときには養蜂家から都道府県に届けていただき、その原因について調査を行うようにしている。

## <日本におけるネオニコチノイド系農薬の使用について>

ネオニコチノイド系農薬は、害虫のみならず蜜蜂に対しても影響を与えるものであることは事実ですが、我が国の稲作において、米の商品価値を著しく低下させるカメムシの防除が重要であり、これらのネオニコチノイド系農薬は、カメムシ防除に使用される他の殺虫剤に比較して、**人に対する毒性が弱いこと、水生動物に対する安全性が高いこと**などから広く利用されております。また、現時点では、他に蜜蜂への悪影響が少ない代替剤がないことから、蜜蜂の被害が出来るだけ生じないようにしながら使用していくことが適当であるとの見解が出されております。

その為にも、農薬を使用する場合は、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報を共有し、巣箱の退避などの対策を講じながら、品質の高い農産物生産のために、農薬を適正に使用していくことが求められており、今後ますますリスクコミュニケーション\*の重要性が増していくことと思われまます。

### \*リスクコミュニケーションとは？

リスクコミュニケーションとは安全情報の伝達、関係者との意見交換、相互理解の促進、責務の共有、そしてこれらを通じて最終的には利害関係者と信頼関係を構築していくことを目指すことをいいます。

(本記事は、農水省ホームページ [http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_mitubati/](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/) 及び LITERA JAPAN <http://literajapan.com/rc/> を参考に記載した)。

## § 2 真冬の富山で高級イチゴの生産が可能に！

### ～梅香園（砺波市）で紅ほっぺの出荷が始まる～

昨年末に（12月17日）に富山のKNBで弊社のお得意先である砺波市庄川町の梅香園様がイチゴの高級品種であるある「紅ほっぺ」の初出荷にこぎつけたことが紹介されました。梅香園では8年前から「紅ほっぺ」の栽培方法を研究し、今シーズンおよそ3トンの出荷を目標にし、同園で直売するほか、道の駅などで12個入り1000円で販売することになっているとのことです。

富山という寒冷地で真冬に出荷するには温度管理などで難しい面がありましたが、梅本園主は「苦労した分だけ、すぐうれしい」と話しておられます。なお、「紅ほっぺ」の栽培には、弊社の富山営業所を介してし、クロサキシードの技術が生かされており、今後さらなる発展が期待されています。



平成25年12月17日18:20～放映 いっちゃんKNB

同園ではさらに予約制でイチゴ狩りを計画しているほか、農園カフェなども予定されており、農水省が推奨している6次産業化のモデルとしても注目されているところです。

§ 1 ネオニコチノイド系農薬の蜜蜂に対する危害防止対策について

～養蜂家とリスクを共有し、安全に使用することが重要～（堅田社長）・・・・・・1～2ページ

§ 2 真冬の富山で高級イチゴの生産が可能に！ ～梅香園（砺波市）で紅ほっぺの出荷が始まる～（名畑技術顧問）・・・・・・2ページ